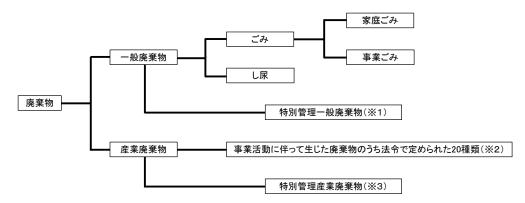
廃棄物の区分



※1:爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

※2:燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

※3: 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

■一般廃棄物と産業廃棄物について

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により分類されています。 一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物と決められています。(法第2条第2項) 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、以下のように規定されています。

産業廃棄物の種類

	品目名	業種限定の内容等	根拠法令	
1	燃え殻		法第2条第4項第1号	
2	汚泥		法第2条第4項第1号	
3	廃油		法第2条第4項第1号	
4	廃酸		法第2条第4項第1号	
5	廃アルカリ		法第2条第4項第1号	
6	廃プラスチック類		法第2条第4項第1号	
7	紙くず	建設業にかかるもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って 生じたものに限る。)、パルブ、紙又は紙加工品の製造業、新 聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、 出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加 工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの に限る。)	令第2条第1号	
8	木くず	建設業にかかるもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って 生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製 造業を含む。)、パルブ製造業及び輸入木材の卸売業に係る もの並びにボリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)	令第2条第2号	
9	繊維くず	建設業にかかるもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って 生じたものに限る。)、繊維工業(衣類その他の繊維製品製 造業を除く。)に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込 んだものに限る。)	令第2条第3号	
10	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料 として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	令第2条第4号	
11	動物系固形不要物	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物	令第2条第4号の2	
12	ゴムくず		令第2条第5号	
13	金属くず		令第2条第6号	
14	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	令第2条第7号	
15	鉱さい		令第2条第8号	
16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの 破片その他これに類する不要物	令第2条第9号	
17	動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る。	令第2条第10号	
18	動物の死体	畜産農業に係るものに限る。	令第2条第11号	
19	ばいじん		令第2条第12号	
20	上記19種類を処分する ために処理したもの		令第2条第13号	
	輸入された廃棄物		法第2条第4項第2号	
	(注)根拠注会欄の「注」汁廃棄物の処理及び清掃に関する注律を「合」汁同注施行会を指します			

(注)根拠法令欄の「法」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律を、「令」は同法施行令を指します。

「業種限定の内容等」欄が空欄の項目は、全ての業種が対象となります。